

2016年6月3日  
SMBC日興証券株式会社**本邦初、ESG投資の手法を採用し、アジア太平洋地域の株式に厳選投資する公募ファンドの取扱い開始**  
~スポーツ振興を目的に当社収益の一部を寄付予定~

SMBC日興証券株式会社は、2016年6月20日より公募株式投資信託「シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ」の販売取扱いを開始いたします。また、障がい者と健常者双方のスポーツ振興支援を目的として、本ファンドの販売を通じて得られる当社収益の一部を、当社が選定する公益法人などに寄付する予定です。



本ファンドは、近年、新しい企業評価の尺度として注目度が高まり、世界的に投資残高が急速に拡大している ESG 投資<sup>※1</sup>の手法を通じて、今後益々成長が期待されるアジア太平洋地域(日本を含む)のエクセレント・カンパニーズ(持続的に成長可能な企業)に厳選投資を行う、本邦初のファンドです。

これまでも当社は、1999年に日本で初めてファンドに環境の観点を取り入れた SRI ファンド「日興エコファンド」の取扱いを開始、2010年に世界で初めてグリーンボンド<sup>※2</sup>に投資するファンド「SMBC・日興 世銀債ファンド」の取扱いを開始するなど、環境・社会に配慮したファンドに取り組んで参りました。本年3月29日には、三井住友フィナンシャルグループが策定した「フィデューシャリー・デューティー宣言」を採択し、資産運用、資産形成事業において、お客さまのベストパートナーとして、「お客さま本位」の考え方のもと、より一層のサービス向上を目指しております。本ファンドの販売取扱いを通じて、お客さまの中長期的資産形成をお手伝いするとともに、投資対象企業の成長に寄与したいと考えております。

また、当社は、経営理念の一つである「多様性の尊重」のもと、「人にやさしい社会」の実現にむけて様々な取り組みを実施しており、その一環として、本ファンドの販売を通じて得られる当社収益の一部を寄付する予定です。

当社は、「いっしょに、明日のこと。」をブランドスローガンに、お客様を中心に考え、より高い価値を提供し、信頼と安心をお届けしてまいります。

※1 ESG投資とは、運用プロセスにおいて、財務内容等の評価に加えて、環境(E:Environment)、社会(S:Social)、ガバナンス(G:Governance)を考慮する投資手法で、ESGの観点から評価が高い企業は、持続的な成長が期待されています。

※2 世界銀行が発行する債券の一種

以上

ファンドの主な特徴は以下の通りです。

名称	シュローダー・アジアパシフィック・エクセレント・カンパニーズ
ファンド形態	追加型投信／内外／株式
ファンドの目的	主として「シュローダー・アジアパシフィック(除く日本)株式サステナブル投資マザーファンド(以下「アジアマザー」という場合があります。)」ならびに「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド(以下「日本マザー」という場合があります。)」の受益証券への投資を通じ、主要投資対象である、日本を含むアジアパシフィック諸国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。なお、アジアマザーと日本マザーを合わせて「マザーファンド」と総称することがあります。
ファンド特色	日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。銘柄選定にあたってはシュローダー・グループのアナリストによる定性評価におけるESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループが運用を担当します。ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。アジアマザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(香港)リミテッドに、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。
当初申込期間	平成28年6月20日から平成28年6月29日まで
継続申込期間	平成28年6月30日から平成29年9月20日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
信託期間	平成38年6月22日まで(平成28年6月30日設定)
購入単位	【分配金再投資コース】 新規申込時 10万円以上1円単位 追加申込時 1万円以上1円単位 【分配金受取りコース】 新規申込時 10万口以上1万口単位 追加申込時 1万口以上1万口単位
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円とします。 継続申込期間 購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
換金単位	【分配金再投資コース】 1万円以上1円単位または1口単位 【分配金受取りコース】 1万口単位
購入・換金 申込不可日	国内の休業日および香港もしくはオーストラリアの証券取引所または香港もしくはオーストラリアの銀行の休業日には、購入・換金のお申込みは受け付けません。
決算日	毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
購入時手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて、下記のように変わります。 分配金受取りコース:お申込代金に応じます。 (お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース:お申込金額に応じます。 (お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込み)を加えて得た額です。) お申込代金/金額                      手数料率 1億円未満                              3.24%(税抜3.0%) 1億円以上5億円未満                  1.62%(税抜1.5%) 5億円以上10億円未満                0.81%(税抜0.75%) 10億円以上                              0.54%(税抜0.5%) ※別に定める場合はこの限りではありません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

<p>信託報酬</p>	<p>純資産総額に対して年率 1.8036% (税抜 1.6700%) を乗じて得た額。          毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日 (当該日が休業日の場合は翌営業日) および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1" data-bbox="531 371 1082 517"> <tr> <td></td> <td>運用管理費用 (信託報酬) の配分</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率 0.9180% (税抜 0.85%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.8100% (税抜 0.75%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.0756% (税抜 0.07%)</td> </tr> </table> <p>※委託会社の配分には、シュローダー・アジアパシフィック (除く日本) 株式サステナブル投資マザーファンドの外部委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント (香港) リミテッドに対する報酬が含まれています。          ※詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「手続・手数料等」の内容をご確認ください。</p>		運用管理費用 (信託報酬) の配分	委託会社	年率 0.9180% (税抜 0.85%)	販売会社	年率 0.8100% (税抜 0.75%)	受託会社	年率 0.0756% (税抜 0.07%)
	運用管理費用 (信託報酬) の配分								
委託会社	年率 0.9180% (税抜 0.85%)								
販売会社	年率 0.8100% (税抜 0.75%)								
受託会社	年率 0.0756% (税抜 0.07%)								
<p>その他の費用</p>	<p>法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等          ※詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「手続・手数料等」の内容をご確認ください。</p>								

< ファンドの投資リスクについて >

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に国内外の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

主なリスクは以下の通りです。

【組入株式の価格変動リスク、信用リスク】

【為替変動リスク】

【カントリーリスク】

【流動性に関するリスク】

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「投資リスク」の内容をご確認ください。

< 投資信託に関する留意点 >

- 投資信託をご購入に際しては「投資信託説明書 (交付目論見書)」および、一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは SMBC 日興証券本支店等にご用意しております。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当ファンドをお申込の際には、当社より投資信託説明書 (交付目論見書) をお渡し致しますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。
- 課税上の取扱いの詳細は税理士・税務署等にご確認ください。また、お取引の状況につきましては取引店までお問い合わせください。税法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定 (いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。
- SMBC 日興証券は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- SMBC 日興証券には上記以外の商品も取り扱っております。詳しくは窓口にお問い合わせください。

■ SMBC 日興証券株式会社

登録番号: 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 2251 号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会